

健生食輸発0604第 6 号
令和 7 年 6 月 4 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(インドネシア、米国及びペルー産食品のアフラトキシン)

標記については、令和 7 年 3 月 28 日付け健生食輸発 0328 第 1 号（最終改正：令和 7 年 5 月 28 日付け健生食輸発 0528 第 1 号）により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令において、PT. ENAK JAYA MAKMURの製造した赤とうがらし及び落花生を含むインドネシア産食品からアフラトキシンが検出されたことから、別途指示する製造業者として同通知の別添 2 の 1 の別表 4 に同社を追加する。

また、THAT’S IT NUTRITION LLC. で製造された乾燥いちじく又は乾燥りんごを含む米国産食品及びCOM ALT DE PROD NO TRAD Y DES EN LAT AMEで製造されたブラジルナッツを含むペルー産食品のアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添 1 を下記のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添 2 の 1 の別表 4 から同社を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添 1 の米国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
乾燥いちじく、乾燥りんご、ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表 2 によること。	平成23年8月16日付け食安発 0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取 の方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
ピスタチオ ナッツを含 む食品	別途指示す る製造者で 製造された ものに限 る。	総アフラト キシン（ア フラトキシ ンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和）	別表2によ ること。	平成23年8月16 日付け食安発 0816第2号「総 アフラトキシ ンの試験法に ついて」による こと。	総アフラトキシ ンが10 μg/kgを 超えて含有して いるおそれがあ るため。

に改め、

２．別添１のペルーの項中、

製品検査 の対象食 品等	条件	検査の項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
ブラジル ナッツを 含む食品	別途指示する製 造者で製造され たものに限る。	総アフラト キシン（ア フラトキシ ンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和）	別表2によ ること。	平成23年8月16 日付け食安発 0816第2号「総 アフラトキシ ンの試験法に ついて」による こと。	総アフラトキシ ンが10 μg/kgを 超えて含有して いるおそれがあ るため。

を削除する。